

# 第1回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議録

## 1. 日 時

平成15年7月10日（木）15時00分～15時48分

## 2. 場 所

秋田キャッスルホテル 放光の間

## 3. 会議の次第

### (1) 開 会

### (2) 報 告

報告第1号 秋田市・河辺町・雄和町合併協議会設置の件

報告第2号 秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長の件

報告第3号 秋田市・河辺町・雄和町合併協議会に係る諸規程の件

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会幹事会規程

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事務局処務規程

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会専門部会規程

### (3) 議 事

議案第1号 秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の副会長を指名する件

議案第2号 秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程を設定する件

（関連規程：秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議傍聴規程）

議案第3号 秋田市・河辺町・雄和町合併協議会委員等の報酬および費用弁償に関する規程を設定する件

議案第4号 平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事業計画の件

議案第5号 平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算の件

議案第6号 合併の方式に関する件

議案第7号 合併後の市の名称に関する件

議案第8号 合併後の市の事務所の位置に関する件

### (4) その他

## 4. 出席者氏名

### (1) 出席委員（29人）

会 長 佐竹 敬久  
副 会 長 大山 博美、伊藤 憲一  
委 員 相場 道也、松葉谷温子、名古屋 昇、佐々木勝男、保坂 五郎、  
辻永 武美、佐々木晃二、安井 貞三、藤原 貢、進藤 芳明、  
工藤 四郎、伊藤 満、相原 政志、三浦 芳博、藤田 茂、  
小野寺一志、竹下 博英、高橋 兵一、山口 博司、池村 好道、  
稲場みち子、佐藤 裕之、小野寺平紀、佐藤 勇一、片桐登司夫、  
地主 重子

(2) 代表監査委員

秋 田 市 菊谷 明  
河 辺 町 金 慶一  
雄 和 町 浅野 政秋

(3) 事務局

事 務 局 長 高橋 健一  
事 務 局 次 長 豊嶋 司  
事 務 局 参 事 高橋 善健、石谷 雄一、鎌田 潔、工藤 昌夫、佐々木秀則、  
丸山 春男  
事 務 局 員 新出 康史、柳田 義人、宇佐美陽子、西田 幹、名古屋 晃、  
藤原 正人

5 . 欠席者氏名

なし

6 . 会 議 録

高橋事務局参事 ご案内の時刻より少し前でございますけれども、もう既に委員の皆様おそろいでございますので、ただいまから第1回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます協議会事務局の高橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の会議資料を確認してまいります。

昨日、皆様のお手元に郵送で送付してございます。確認してまいります。

次第がございます。次が協議会の委員名簿、さらにその次に事務局名簿となります。そして第1回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件という冊子がございます。以上が本日の会議資料であります。お手元にない委員の方がおられましたらお教えください。よろしいでしょうか。

次に、私から、本合併協議会の設置までの経緯を申し上げます。

6月18日、雄和町におきまして設置議案が議決。6月19日、河辺町で設置議案が議決。7月1日付け、秋田市で設置議案が議決。1市2町のそれぞれの議会において設置議案が議決されたことを経まして、去る7月3日、秋田市長、河辺町長、雄和町長が協議を行い、本協議会の設置を決定いたしました。またその際、協議会規約、さらには協議会の会長を秋田市長に決定いたしております。これを受けまして7月7日に協議会を設置した旨と会の規約を告示し、この日をもって正式に協議会が設置されました。

以上が本日までの経緯でございます。

次に、委員の皆様をご紹介いたします。席次をご覧ください。

大変恐縮ですが、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立くださるようお願いいたします。

（席次表に基づき紹介）

なお、委員の任命辞令につきましては、委員各位の卓上に配付しておりますので、よろしくようお願いいたします。

続きまして、1市2町の代表監査委員をご紹介いたします。

（別紙名簿に基づき紹介）

次に、事務局職員を紹介いたします。

（別紙事務局員名簿に基づき紹介）

それでは、会長であります佐竹秋田市長からご挨拶を申し上げます。

佐竹会長 開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

まずもって各委員の皆様には、今日は大変ご多用中にもかかわらず、新たに設置をいたしました本法定合併協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

さて、秋田市、河辺町、そして雄和町では、今年の2月に任意の合併協議会を設置し、それぞれの事務事業の現況調査を実施するとともに、合併にあたりましての課題等について鋭意協議を進めてまいったところでもあります。この6月に開催いたしました第3回目の任意合併協議会においては、これまでの協議の総括として、合併の方式や期日、新市の名称などの基本的な協定項目についての合意をいただきまして、1市2町の合併推進にあたっての、これを阻害する重大な要因は存在しないということを確認いたしましたところでございます。

また、先週7月5日には住民の皆さんの意識高揚を目的に、1市2町の共催で「市町合併シンポジウム」を開催いたしましたところでもあります。800人を超える多くの方々の参加がございまして、住民の皆さんの中でも市町合併に対する関心が日増しに高まりつつあることを感じたところでございます。

こうした経緯を経まして本日の法定合併協議会の開催に至ったわけございまして、今後、1市2町は合併施行に向けての現実的な協議へと歩みを進めてまいることになる

わけでございます。

具体的には、議会、住民、そして行政当局の代表者で構成される本協議会におきまして、新たな都市のまちづくり計画のあり方を検討いたしますとともに、1市2町それぞれに異なる行政制度の調整方針を示す合併協定書の内容等についても協議を進めていくことになるわけでございます。これまで異なる自治体として独自の歴史・文化を形成しつつ発展してまいりました1市2町でありますので、調整にあたっては時間を要する項目もあるかもしれませんし、また、さまざまな形でのそれぞれの意見調整が必要な場合もあろうかと思えます。しかし、そうした際にも互いの立場を尊重しながら、誠意を持って協議を重ねることによりまして、必ずや解決方法が見出せるものと確信をいたしておるわけでございます。

これは先日の市町合併シンポジウムの際にも住民の皆さんに訴えたことでありますが、今回の市町合併の推進にあたっては、河辺町と雄和町が秋田市にくっつくという考え方ではなくて、共に新しい都市を創り上げるという発想で臨みたいと思っております。そして、今日ご参集の委員各位のお知恵を頂戴いたしながら、大局的な見地から1市2町全体の発展と住民生活の向上につながる合併の方策を確立してまいりたいと考えているところであります。

委員の皆様におかれましては、今後、月1回程度の会議開催ということで、大変ご難儀をおかけするわけでございますが、緑あふれる新しい県都づくりに向けて、よろしくご理解、ご協力を賜りますようお願いを申しあげまして、開会にあたりましてのご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

高橋事務局参事 それでは、会議の進行は規約に基づき、会長である佐竹秋田市長にお願いしたいと存じます。

佐竹議長 それでは、この後の進行役を務めてまいらせていただきます。

これより第1回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の会議を開きます。

はじめに、次第の2の報告についてであります。

まず、報告第1号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会設置の件について、事務局の報告を求めます。

高橋事務局長 説明につきましては、座ったままでやらさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

報告第1号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会設置の件。

秋田市長、河辺町長および雄和町長が協議した結果、別紙規約のとおり、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を平成15年7月7日に設置したので報告する。

平成15年7月10日提出。秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長佐竹敬久。

なお、協議日時は、平成15年7月3日午前10時30分から秋田市役所会議室で行っております。

次の2ページをお開きください。ここに、その際決定いたしました規約を添付してございます。概要を若干ご説明いたします。

第1条は、協議会の設置について、根拠を示し、その規定をしてございます。

第2条は、名称でございます。秋田市・河辺町・雄和町合併協議会と称する。

第3条は、協議会の事務でございます。1号、1市2町の合併に関する協議。2号、法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成。3号、前2項に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項となっております。

第4条は、事務所でございます。秋田市に置く。

第5条は、組織でございます。協議会は、会長および委員をもって組織する。

第6条は、会長の選任に係る規定でございます。

第7条は、副会長を会長が委員の中から指名する規定でございます。

第8条は、委員の規定でございます。

次のページ、お願いいたします。

第9条は、会長の職務代理についての規定でございます。

第10条、会議。協議会の会議は、会長が招集する。2項、会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

第11条、会議の運営。1項は、会議は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。2項、会長は会議の議長となる。3項、会議は公開とする。4項、会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。5項は、会長が会議に諮って必要な事項を定める。このような規定でございます。

12条は、小委員会を置くことができる規定でございます。

13条は、幹事会を置くことができる規定でございます。

14条は事務局について、15条は経費について、16条は財務に関する事項の規定でございます。

17条、監査。協議会の出納の監査は、1市2町のそれぞれの地方自治法第199条の3第1項に規定する代表監査委員に委嘱して行う。

18条は、報酬及び費用弁償の規定でございます。

19条は、解散の場合の措置について規定してございます。

第20条は、会長への委任事項でございます。

附則は、この規約は地方自治法第252条の2第2項の告示の日から施行する。したがって、平成15年7月7日となるものでございます。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいま説明のありました報告第1号について、ご質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご質問等ないようでございますので、次に報告第2号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長の件について、事務局の報告を求めます。

高橋事務局長 報告第2号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長の件。

秋田市長、河辺町長および雄和町長が協議した結果、次のとおり選任したので報告する。

会長、秋田市長佐竹敬久。

根拠は、先ほどの規約第6条でございます。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいま説明のありました報告第2号の件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご質問等ないようでございますので、次に報告第3号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会に係る諸規程の件について、事務局の報告を求めます。

高橋事務局長 報告第3号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会に係る諸規程の件でございます。

記載の別紙1から4まで、幹事会規程、事務局処務規程、財務規程、専門部会規程でございます。

概略をご説明申しあげます。11ページをお開きください。

別紙1は幹事会の規程でございます。

第2条に所掌事務が記載されてございます。幹事会は、協議会の会長の指示を受け、協議会の会議に提案する事項について検討および調整を行うものとする。

4条でございます。幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

12ページをご覧ください。

別表第4条関係としてございます。秋田市は相場助役以下8名、河辺町は助役以下5名、雄和町は助役以下5名となっておりますが、収入役につきましては助役の事務取り扱いでありますことから、実質4名でございます。したがって、実質17名の幹事会が設置されていると、こういうことでございます。

11ページに戻っていただきまして、第7条に専門部会の規定がございます。これは別途ご説明してまいります。専門部会につきましては、ここで設置の規定がございます。幹事長の指示を受け、第2条に規定する所掌事務について、専門的に検討および調整を行うため、幹事会に専門部会を置くことができる。このようになってございます。

以下は省略いたします。

13ページをお願いいたします。

別紙2は処務規程でございます。

第2条に所掌事項が記載されてございます。1号の協議会に関することから6号のその他協議会の運営に関し必要な事項について所掌するものでございます。

この項は以上でご説明を終わりにさせていただきます。

次に17ページ、別紙3をご覧ください。財務の規程でございます。

第2条に、歳入歳出予算の規定がございます。会長は、毎回年度予算を調整し、協議会の会議、今会議でございますが、の承認を得なければならない。このような規定でございます。

この規程は以上でございます。

次に別紙4、21ページをご覧ください。先ほど申しあげました専門部会規程について、ここで規定してございます。

第2条、所掌事務。専門部会は、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会幹事会規程第2条に規定する事務について、専門的に検討および調整を行うものとする。

第3条は組織でございます。2項に部会長、副部会長および委員は、別表に掲げる専門部会ごとに、それぞれ同表に掲げる職にある者をもって充てるとございます。この件については、22ページをご覧ください。別表第3条関係でございます。専門部会および委員の規定でございます。専門部会、はじめには総務専門部会、部会長、秋田市総務部長。副部会長、秋田市総務部次長。委員は、秋田市総務部総務課長から次のページ、河辺・雄和地区消防一部事務組合消防本部予防課長までとなっております。

以下、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページの最後、交通専門部会まで、20の専門部会が立ち上がると、このようになるものでございます。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの報告第3号について、ご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご質問等ないようでございますので、次に報告事項を終わりました。議事に入らせていただきます。

本日の議案は8件でございます。

まず、議案第1号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の副会長を指名する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案第1号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の副会長を指名する件。

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会規約第7条の規定に基づき、次のとおり指名することについて承認を求める。

副会長、河辺町長大山博美、雄和町長伊藤憲一。

平成15年7月10日提出。秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長佐竹敬久。

以上でございます。

佐竹議長 このあと議案の審議に入るわけでございますが、あらかじめお断わりを申し上げたいと存じます。

今後の議事につきましては、全体について議事録を執るわけございまして、それぞれ発言の正確性を期す、あるいは記録の正確性を期すために、質問と意見と分けて、それぞれ進行させていただきたいと思っております。

それでは、まず議案第1号につきまして、質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 質問がないようでございますので、次に、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第1号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の副会長を指名する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程を設定する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案第2号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程を設定する件。

協議会規約第11条第5項の規定に基づき、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程を次のように設定することについて承認を求める。

運営規程をご説明いたします。

第1条は、趣旨でございます。会議の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条は、会議の開会および閉会でございます。会議の開会および閉会は、会長が宣告する。2項、委員は議長の許可を得た後、発言するものとする。

次に、第3条は表決でございます。会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

4条は、傍聴でございます。会議の傍聴については、議長が別に定める。これについては別途ご説明いたします。

5条は、会議録であります。議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調整するものとする。1号、開催日時および場所。2号、出席した委員等の氏名。3号、議題および議事の要旨。4号、その他議長が必要と認めた事項でございます。



第6条は、会議録署名委員の規定でございます。会議録に署名する委員は3人とし、議長が会議において指名する。

第7条は、会議録等の公開でございます。会議録および会議に提出された文書は、原則として公開する。2項、前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

第8条は、委任規定でございます。会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定めるとする規定でございます。

附則は、この規程は、平成15年7月10日から施行する、このようなことでございます。

33ページに議案2号関連規程として、傍聴規程をここに規定してございます。ご説明してまいります。

第2条、傍聴の手続きでございます。会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿、これは別紙様式がございますが、に氏名および住所を記入しなければならない。ただし、報道関係者についてはこの限りではない。

第3条、傍聴することができない者でございます。次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。このような規定でございます。

第4条は、傍聴人の守るべき事項。次の事項を守らなければならないという規定でございます。

次のページへまいります。34ページでございますが、第5条は、写真・映画などの撮影および録音等の禁止であります。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではないとしてございます。

第6条は係員の指示について、第7条は傍聴人の退場について、第8条は違反に対する措置について、そして第9条は委任規定ということでございます。

附則において、この規程は平成15年7月10日から施行する。

別紙様式は、2条関係の受付簿となっております。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、まずただいまの議案第2号について、質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、質問がないようでございますので、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第2号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程を設定する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

ただいま、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程が承認をされましたが、同規程の第6条に基づき、会議録署名委員を指名をさせていただきます。

会議録署名委員は、河辺町町議会議長の藤原貢委員、雄和町の地主重子委員、秋田市助役の相場道也委員にお願いいたします。

それでは、次に議案第3号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会委員等の報酬および費用弁償に関する規程を設定する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案第3号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会委員等の報酬および費用弁償に関する規程を設定する件でございます。

協議会規約第18条第2項の規定に基づき、協議会委員等の報酬および費用弁償に関する規程を次のように設定することについて承認を求めるものでございます。

規程について少し説明してまいります。

第1条、趣旨でございますが、協議会の会長および委員ならびに規約第17条の規定に基づき協議会の出納の監査を行う代表監査委員の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

2条でございます。規約第8条第1項4号から6号までに該当する委員、これは正・副議長、議員、学識経験者でございます。および代表監査委員（常勤であるものを除く）が協議会の会議に出席した場合に報酬を支払うこととし、その額は日額7,000円とする。これが第2条の報酬に関する規定でございます。

第3条は費用弁償でございます。協議会の会長および委員ならびに代表監査委員が協議会の職務を行うために秋田市、河辺町および雄和町以外の地域に出張したときは費用弁償として秋田市職員等の旅費に関する条例に規定する市長等の受ける旅費に相当する額を支給する。2項が、前項に定めるもののほか、前条の規定による報酬の支給を受ける委員および代表監査委員が協議会の会議に出席したときは、これらの者の住居と会場までの次表の区分の片道の距離により同表の支給額を費用弁償として支出する。このような規定でございます。区分は記載のとおりでございます。

第4条は支給方法につきまして、そして第5条は委任規定でございます。

この規程は、平成15年7月10日から施行するということでございますが、この本規程が承認されましたならば、本日分の報酬と費用弁償について、後日、郵送にて支払いの手続きをしたいと存じますので、この件につきましてはよろしくお願いいたします。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第3号について、ご質問等ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐竹議長 それでは、質問がないようでございますので、ご意見等ございませんでしょ

うか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第3号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会委員等の報酬および費用弁償に関する規程を設定する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第3号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第4号、平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事業計画の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案第4号、平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事業計画の件。

この件について、次のとおり定めることについて承認を求めるものでございます。

平成15年度協議会事業計画。

1、会議の開催。協議会の開催、これは概ね月1回および幹事会の開催、これは月1ないし2回を開催すること。2つ目は、専門部会の会議を随時開催すること。

2番目として、市町村建設計画の検討でございます。策定方針の確認および素案の検討を行う。

3つ目が、協定項目の検討であります。各分野における協定項目の内容の検討を行う。

4番目は、住民への積極的な情報提供でございます。協議会の協議内容や合併に関する情報を広く住民に提供する。その1が、協議会の活動状況や協議内容を掲載したパンフレットを作成するとともに、必要に応じて1市2町の住民に配付する。2つ目が、協議会のホームページを開設し、随時更新を行う。

5番目は、その他、国や県との調整のほか、必要な事業を適宜実施する。としてございます。

なお、次ページ、40ページをご覧ください。今後の協議会の協議予定を参考資料としてここに掲げてございます。少し説明いたします。

表題は、法定協議会における今後の協議予定についてでございます。この協議内容の組み立てにつきましては、3つの構成となっております。網掛けしている部分ということになりますが、1つ目は新市のまちづくり計画について、これにつきましては1の策定方針、2番目、新市の基本構想、3番目、新市の建設計画についてご協議願うものでございます。2つ目は、合併協定項目でございます。1つ目の全般の調整方針から一番下から5行目ということになりますが、50番目のその他の事業について協議、合併協定項目を整理してございます。なお、この件につきましては、現段階の予定項目であることをあらかじめご承知おきいただきたいと存じます。そして3つ目が調印準備等でご

ざいます。1番目から3番目の調印式ということでございます。併せまして本日の第1回7月10日から、第13回7月の調印準備の一番下、調印式まで、都合13回を協議予定としているものでございます。

2点についてご確認をお願いいたします。1つ目は、日程についてであります。第1回、7月10日、以降8月8日、9月29日、11月5日、11月21日、12月24日の第6回協議会までにつきましては、ほぼ確定的な日程となっておりますので、ご承知おきをお願いいたします。以降につきましては、若干の調整をしております。

2つ目でございますが、この40ページの一番下に印で記載されている部分でございますが、これは、あくまでも現段階の予定であるということ。今後、この協議会の協議状況あるいは専門部会等の協議状況、幹事会の協議状況に応じまして、スケジュールについて変更があるものをご承知おきをよろしくお願いいたします。

この件は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第4号につきまして、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 質問がないようでございますので、次に、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第4号、平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事業計画の件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第4号は、原案のとおり承認をされました。

次に、議案第5号、平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案第5号、平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算の件。

協議会の予算を次のとおり定めることについて承認を求める、ということでございます。

協議会の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,876万6,000円と定める。

43ページをお開きください。事項別明細書でご説明してまいります。

歳入の項でございます。

1款負担金でございます。説明欄をご覧ください。負担割合が均等割40%、人口割60%として、秋田市・河辺町・雄和町それぞれについて割合を決めたものでございます。都合、合わせまして3,376万5,000円となるものでございます。

2 款県支出金、これは協議会活動等住民 P R 経費として県からの補助金があるものでございます。

3 番目が諸収入として預金利子。

合わせまして3,876万6,000円となるものでございます。

次に、歳出であります。

1 款は事業費でございます。1、会議広報費でございます。説明欄をご覧ください。協議会等会議開催、協議会活動等住民 P R、広報関連資料作成等、ホームページ運営経費を含めまして、合わせて2,475万円でございます。

2 項が調査研究費でございます。事務事業一元化関連業務、新市将来構想・建設計画策定関連業務、先進地事例調査。合わせまして807万5,000円となるものでございます。

2 款が事務局費でございます。1 項事務局費、一般管理的経費394万1,000円でございます。

3 款が予備費でございます。予備費を200万円計上してございます。

合計が3,876万6,000円でございます。

ご説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第 5 号につきまして、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご質問がないようですので、次に、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第 5 号、平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算の件について、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第 5 号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第 6 号、合併の方式に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案第 6 号、合併の方式に関する件。

なお、この 6 号、それから次にあります 7 号、合併後の市の名称に関する件、それから 8 号、合併後の市の事務所の位置に関する件につきましては、去る 6 月 4 日の第 3 回任意合併協議会における合意を受けて提案されていることを申し添えておきます。

それでは、合併の方式を次のとおり決定することについて協議を求めます。

河辺町および雄和町を廃し、その区域を秋田市へ編入する。

平成15年 7 月10日提出。秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長佐竹敬久。

次の46ページには、参考資料として編入合併と新設合併の比較表を添付してございま

す。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第6号につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご質問がないようですので、次に、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第6号、合併の方式に関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第6号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第7号、合併後の市の名称に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案第7号、合併後の市の名称に関する件。

合併後の市の名称を次のとおり決定することについて協議を求める。

合併後の市の名称は、秋田市とする。

平成15年7月10日提出。秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長佐竹敬久。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第7号につきまして、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご質問がないようでございますので、次に、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第7号、合併後の市の名称に関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第7号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第8号、合併後の市の事務所の位置に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案第8号、合併後の市の事務所の位置に関する件。

合併後の市の事務所の位置を次のとおり決定することについて協議を求める。

合併後の市の事務所の位置は、秋田市山王一丁目1番1号とする。

平成15年7月10日提出。秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長佐竹敬久。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第8号につきまして、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 質問がないようでございますので、次に、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第8号、合併後の市の事務所の位置に関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第8号は、原案のとおり決定されました。

以上をもちまして、本日予定の報告、議案の協議は終了いたしました。

最後に、委員の皆様、あるいは事務局からその他で何かございませんでしょうか。はい、事務局。

高橋事務局長 事務局からは、次回の協議予定についてご説明したいと思います。

大変おそれいりますが、先ほどの資料の40ページを再度ご覧ください。

今回は第2回協議会となります。8月8日、このキャッスルホテルで行う予定でございます。

協議項目であります。1つ目が、新市のまちづくり計画のうち、1番目の策定方針でございます。それから2つ目は、合併協定項目のうち、全般の調整方針について。さらに3番目、合併の期日について。少し飛びまして10番目の一般職の職員の取扱いについて、それから12番目に条例、規則等の取扱いについて、13番目の組織および機構について、そして21番目の電算システム事業について、ご協議をお願いいたします。

なお、この表の中で先ほど申し遅れましたが、第6回目の協議会が12月24日となっております。

なお、31番目以降につきましては、平成16年度に協議することとしてございますが、現時点で私ども事務局の考え方といたしましては、概ねこの調整合併協定項目の専門部会等の協議を11月いっぱい程度には終えておきたいと考えてございます。その上で1月の第7回目以降の協議の過程の中では、住民説明会がこの予定の中に入ってまいります。その予定を、住民説明の経緯を踏まえて第11回目に、例えば新市のまちづくり計画の2番目、基本構想、あるいは建設計画を確定するという作業を、住民意思を確認しつつこの作業をしていくと、これが今回の協議予定の全体のスケジュールでございます。

次回8月8日には、またよろしく願いいたします。

事務局はこの１点でございました。

佐竹議長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ほかにないようでございますので、以上で本日の協議会を終了いたします。

概ね今後、月１回の会議ということで、委員の皆様には大変にご難儀をおかけいたします。

また、次回からは個々具体的な今度は協議になろうかと思えます。それぞれ最終的な円滑な合併に向けて、今後の活発なご議論を期待するものでございます。

そして、この協議を重ねまして、来年の７月の合併調印ということに向けまして、皆様の意思を統一いたしまして進んでまいりたいと思えますので、引き続きご理解、ご協力をお願いを申しあげる次第でございます。

本日は、誠にありがとうございました。

高橋事務局参事 以上をもちまして、本日の協議会を終了いたします。

委員の皆様、本日はお忙しいところご出席いただき誠にありがとうございました。

以上